

広島県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所（呉支所）において、令和六年二月八日までの間、縦覧に供する。

令和六年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類及び路線名

一般国道四八七号

二 兼用工作物の位置

呉市音戸町早瀬三丁目六二三五番一二の一部

呉市音戸町早瀬三丁目六二三五番二一の一部

三 他の工作物の名称又は種類

治山施設

四 他の工作物の管理者の名称（代表者）

治山施設管理者 広島県（広島県知事 湯崎英彦）

五 協定の主な内容

1 目的

2 兼用工作物の範囲等

3 兼用工作物の管理

4 協議等

5 兼用工作物の管理に要する費用

6 雑則

六 管理の期間

本協定が成立した日から道路の供用を廃止する日又は他の工作物の公用を廃止する日まで